

個別約款（集合住宅向けコージェネレーション  
システム契約）

2019年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

# 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. 契約の締結 .....	2
4. 料金 .....	2
5. 契約の変更又は解約 .....	3
6. 名義の変更 .....	3
7. 本支管工事費の精算 .....	3
8. その他 .....	3
付則 .....	3
（別 表） .....	5

## 1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「集合住宅向けコージェネレーションシステム契約」(以下「集合CGS契約」といいます。)  
とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等(以下「ガスエンジン等」といいます。)により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する熱電併給システム又は熱動併給システムをいいます。
- (3) 「住棟セントラルガス給湯器」とは複数の住宅に対して給湯を行うことが可能で、出力が100kW以上のガス給湯器をいいます。
- (4) 「共同住宅等」とは、一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てた建物及び寄宿舎、寮等生計を共にしない単身者の集まりを居住させる建物をいいます。
- (5) 「契約使用可能量」とは、本個別約款の適用を受けるガスを使用する機器の単体の定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値(小数点第2位四捨五入)の合計(小数点以下切り捨て)をいいます。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (6) 「契約年間使用量」とは、集合CGS契約に定める年間使用予定量をいいます。

## 2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対して集合CGS契約を申し込むことができます。

- (1) コージェネレーションシステムを共同住宅等で使用する需要で、コージェネレーションシステムで発生した廃熱を住棟セントラルガス給湯器又は共用部のために使用する機器もしくは各住宅に設置する機器で使用する事。
- (2) 住棟セントラルガス給湯器又は共用部のために使用する機器を使用する場合には、ガスエンジン等の定格発電出力(発電容量)が下表の基準を満たしていること。

住棟セントラルガス給湯器又は共用部のために使用する機器の出力	ガスエンジン等の定格発電出力(発電容量)
300kW未満	3 kW以上
300kW以上	9 kW以上

- (3) ガスエンジン等のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。また、住棟セントラルガス給湯器又は共用部のために使用する機器のエネルギー源としてガスを使用する場合は、そのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (4) ガスエンジン等での契約年間使用量が当該ガスエンジン等のガス消費量 (m<sup>3</sup>(N)/h)

の1,000倍以上であること。

### 3. 契約の締結

- (1) お客様は、基本約款及び本個別約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた集合CGS契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客様は、新たに集合CGS契約を申し込む場合又は契約更新に際し集合CGS契約の内容を変更しようとする場合には、機器の規模、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
  - ① 契約使用可能量
  - ② 契約年間使用量
  - ③ ガスエンジン等での契約年間使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しようとする場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならぬものといたします。
- (4) 集合CGS契約を締結されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは契約期間のガスの使用実績が2の適用条件を満たさなかった場合には、お客さまは下記の期間集合CGS契約をすることができません。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合、あるいは2の適用条件を満たさなかった場合で当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。
  - ① 契約期間満了前に解約された場合  
解約された日から1年間
  - ② 契約期間のガスの使用実績が2の適用条件を満たさなかった場合  
契約期間満了となった時点から1年間
- (5) 継続して1年間以上当社からガス供給を受けているお客さまで、過去1年間のガスの使用実績が2の適用条件を満たしていない場合、当社は、集合CGS契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、過去1年間に新たにコージェネレーションシステムを設置した場合はこの限りではありません。

### 4. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表（料金表の定額基本料金、流量基本料金単価、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (2) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間

の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は、基本約款18の(3)及び(4)に定めるところによります。

(3) お客様の都合や契約違反により集合CGS契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。

(4) 料金又は基本約款27の規定による延滞利息は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

## 5. 契約の変更又は解約

(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは基本約款又は本個別約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して集合CGS契約を変更又は解約できるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなかった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものといたします。

## 6. 名義の変更

お客様又は当社が契約期間中にその事業の全部もしくは集合CGS契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様又は当社は集合CGS契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 7. 本支管工事費の精算

当社が工事費を負担した本支管工事を伴う新增設工事後、集合CGS契約により使用を開始して1年未満の契約期間中において集合CGS契約を解約するとともに、さらに当社が供給するガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

## 8. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2019年10月1日から実施いたします。

### 2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置

(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10

月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、現行の基本約款の変更前の基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前の個別約款（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。

(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\text{料金}^{(\ast 1)} = (\text{イ}) \text{消費税率を8パーセントとして算定した料金}^{(\ast 2)} \times \alpha \\ + (\text{ロ}) \text{消費税率を10パーセントとして算定した料金}^{(\ast 3)} \times (1 - \alpha)$$

※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。

※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。

※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備考)

$$\alpha = \text{前回確定日}^{(\ast)} \text{の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数}^{(\ast \ast)} / \text{前回確定日}^{(\ast)} \\ \text{の翌日から起算して2019年10月1日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数}^{(\ast \ast)}$$

\* 前回確定日とは、2019年9月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの（支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日）をいいます。

\*\* 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月といたします。

## (別 表)

### 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。なお、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 2. 料金表

#### (1) 定額基本料金

1 か 月 に つ き	10,397.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

#### (2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	805.20円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

#### (3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	88.07円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

#### (4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。